

募集中!

交通人材確保特別緊急対策事業支援金

新たに人材確保を行った事業者に対して、支援金を交付します！

- ☞ 新規雇用者 1 人あたり**20万円**を支給します
- ☞ 支援金の**使途に制限はありません**
- ☞ **新規に雇用した際には、本支援金の対象となる場合があります**ので、対象事業者になるかどうか等、ご不明点があれば、お気軽にご相談ください

◆ 対象事業者

- ① 路線バス運行事業者
- ② 市町村からコミュニティバス等の運行を受託する事業者

※ 県内に本社又は営業所を有する事業者かつ道路運送法第4条の許可（乗合・貸切・乗用のいずれか）を受けている事業者（松江市交通局を除く）

◆ 支給要件

- ① 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に、新たに運転手（見込）を採用
- ② 6か月以上継続して雇用し、かつ、県内の本社又は営業所で勤務
- ③ 対象者の雇用前の居住地が県内である場合、雇用された日時点において、二種免許を有していないこと

※ ただし、雇用を前提として、雇用前に申請者（事業者）の負担により、対象者が二種免許を取得した場合はこの限りではない。

◆ 申請先・問い合わせ先 ※ お気軽に、ご相談ください。

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県 地域振興部 交通対策課 地域交通第一係

TEL：0852-22-6508 FAX：0852-22-6511

メールアドレス：koutuu@pref.shimane.lg.jp

申請方法などの詳細はこちら

☞ <https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/shimane-koutujinzaikakuhoshien.html>



人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる

島根*創生
SHIMANE SOUSEI

交通人材確保特別緊急対策事業支援金 よくあるご質問

手続き

Q 1. 新規に運転手（見込）を採用しました。まず、最初に必要な手続きは何ですか。

A 1. 要件に該当するかどうかを確認し、該当する場合は、速やかに事業計画書（様式第1号）の提出をお願いします。事業の該当になるかどうか不明な場合は、お気軽にご相談ください。

使途

Q 2. 支援金に使途の制限はありますか。

A 2. 本支援金に使途に制限はありません。運転手の人材育成等に必要な経費などに充てることが可能です。

対象事業者

Q 3. 乗用タクシー事業のみを実施している事業者は、本事業の対象事業者となりますか。

A 3. タクシー事業のみを実施している事業者は対象となりません。事業者の要件として、路線バスや市町村から受託しているコミュニティバスの運行をしている事業者である必要があります。

運転手の対象

Q 4. 新規に雇用した者を路線バスや市町村から受託しているコミュニティバスなどの運転手に必ず充てる必要がありますか。

A 4. 必ずしも路線バスや市町村から受託しているコミュニティバスなどの運転手にする必要はありません。貸切バスや乗用タクシーの運転手に充てる場合でも対象となります。

Q 5. フルタイムの勤務ではないパートタイム職員を雇用したが、対象となりますか。

A 5. 対象となります。

Q 6. 大型二種免許の取得を雇用の要件としているため、雇用時には「第二種免許あり」となります。

雇用前の居住地が県内である者が雇用を前提に、大型二種免許を雇用前に取得し、その費用を事業者が自動車教習所に支払う場合、本支援金の支給対象となると考えてよいですか。

A 6. 対象となります。

必要書類

Q 7. 「雇用前の居住地が「県内」であり、かつ、雇用された日時点における二種免許が「あり」の場合において、雇用を前提として、雇用前に申請者の負担により、対象者が二種免許を取得した場合は対象とする。」に該当する者を雇用した場合に提出が必要な申請者の費用負担により取得したことを証明する書類とは具体的にどのような書類ですか。

A 7. 「自動車教習所から事業者あての領収証」「自動車教習所の授業料を事業者負担することに関する誓約書」などを提出いただくことを想定しています。ご不明点があればお気軽にご相談ください。